

第五次藤井寺市総合計画

基本構想

平成 28 年 3 月

藤 井 寺 市

- 目次 -

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1部 はじめに..... | 1 |
| 第1章 総合計画の策定にあたって..... | 2 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 2 |
| 2 計画の位置づけ及び役割等..... | 2 |
| 第2章 計画の構成と期間..... | 3 |
| 1 計画の構成..... | 3 |
| 2 計画の期間..... | 4 |
| 第3章 まちをとりまく背景..... | 5 |
| 1 藤井寺市の概要..... | 5 |
| 2 現況..... | 6 |
| 第4章 藤井寺市の課題..... | 9 |
| 1 藤井寺市の現状分析..... | 9 |
| 2 まちづくりの重点課題..... | 10 |
| 第2部 基本構想..... | 13 |
| 第1章 将来像..... | 14 |
| 1 将来像..... | 14 |
| 2 基本目標..... | 15 |
| 第2章 分野別まちづくりの基本方針..... | 16 |
| 1 住みたいまち..... | 16 |
| 2 訪れたいまち..... | 16 |
| 3 住み続けたいまち..... | 17 |
| 第3章 将来人口フレーム..... | 18 |
| 第4章 都市づくりの基本的方向..... | 19 |
| 第5章 まちづくり重点戦略と分野横断共通施策..... | 21 |
| 1 まちづくり重点戦略..... | 22 |
| 2 分野横断共通施策..... | 24 |
| 第6章 総合計画の推進に向けて..... | 26 |
| 第7章 施策の体系..... | 28 |

第1部 はじめに

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、市政運営の基本的な指針として平成17年度に策定した「第四次藤井寺市総合計画」に基づき、計画的・総合的なまちづくり政策・施策を展開してきました。

それから9年が経過し、人口減少社会のさらなる進展、経済成長の鈍化、市民参加型社会への移行など、本市を取り巻く社会経済情勢が変化する中、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。また、社会経済情勢の先行きに不透明感が増す中、市では行財政運営の基盤強化を図り、市民ニーズを的確に捉えた戦略的なまちづくりを展開し、持続可能な市政運営を確立していくことが必要です。

国においては、平成23年に地方自治法が改正され、市町村に課されていた基本構想の策定義務と議会での議決が撤廃されました。そのため、総合計画の策定自体を含め、役割や位置づけについても自治体が独自に判断することとなっています。

本市としては、今後も引き続き基本構想を、市政運営の長期的ビジョンとして基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって推進していくことは、将来像の実現にとって不可欠であると考えます。

そのため、市民ニーズへの的確な対応と市民とともに作りあげるまちづくりを基調とし、本市のめざすべき明確な将来の姿とその実現に資する政策・施策をまとめ、新たなまちづくりや市政運営の指針とする、「第五次藤井寺市総合計画」を策定します。

2 計画の位置づけ及び役割等

(1) 根拠、位置づけ

本計画は、平成27年に定めた「藤井寺市総合計画策定条例」に基づき策定した本市のまちづくりの最上位計画です。

(2) 総合計画の役割

本市における総合計画の基本的な役割について、次のとおり整理します。

① 行政運営の基本となる最上位計画

本市の将来ビジョンに向けた行政運営の指針となるとともに、分野別にまちづくりを進めるうえでの最上位の指針としての役割を果たします。

② 市民と将来像・目標を共有し、協働で進めるまちづくり計画

市民・事業者・行政等、さまざまな主体が協働のまちづくりを進めていくうえで、共有すべき指針としての役割を果たします。

③ 将来像・目標を実現するための行政の経営計画

総合的で計画的な行財政運営を行うための指針としての役割を果たします。

④ 他の行政機関との相互調整の指針

国や府等が策定する計画や実施する事務事業に反映されるなど、相互調整の指針としての役割を果たします。

第2章 計画の構成と期間

1 計画の構成

長期的視点に立った計画的な市政運営を進める観点から、めざすまちの姿とその実現のための基本的な方向性を示す必要があるとともに、社会経済情勢や財政状況の変化に対応していくことも求められます。そのため、総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画（年次計画）の3層構造で構成するものとします。

(1) 基本構想

本市がめざすべき将来像を方向づけるとともに、まちづくりの基本的な理念などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定めます。

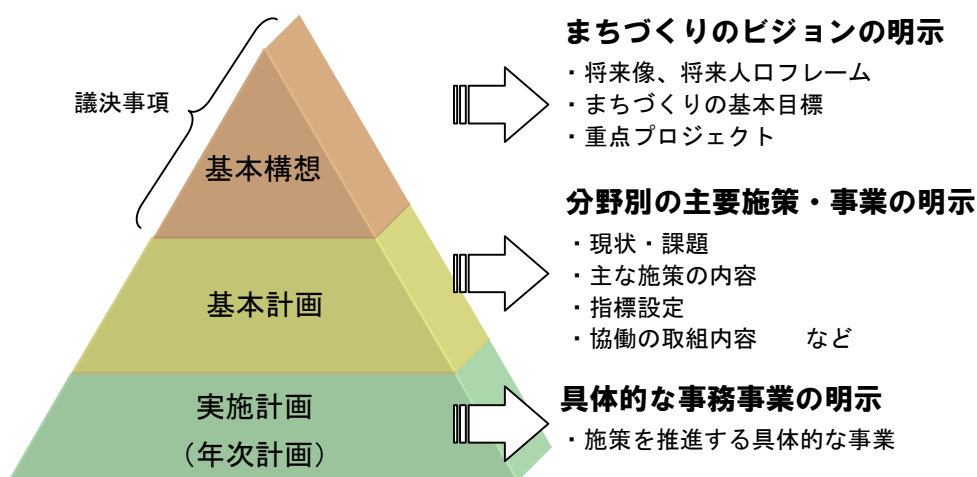
(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を、市民、行政等の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて成果指標を設定します。

(3) 実施計画（年次計画）

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針として本書とは別に作成します。

■総合計画の構成概念図



(4) 部門別計画等との関係について

総合計画と市の部門別計画との関係を整理し、市全体の計画体系を明確にします。

また、部門別計画についても、総合計画の検討と合わせ、必要に応じて見直しを行い、同時期及び今後策定する予定の部門別計画については、総合計画を踏まえた内容として、計画期間など可能な限り整合を図るものとします。

(5) 総合計画の進捗管理及び評価手法の検討

各政策・施策、事務事業の進捗管理や評価を行うことによるPDCAのマネジメントサイクルを、より実行的なものとするための手法について検討を進めることとします。

2 計画の期間

「第四次藤井寺市総合計画」では、平成 18 年度～平成 27 年度の 10 年計画（5年ごとの見直し）としていました。

「第五次藤井寺市総合計画」においては、市長マニフェストと整合を図った計画とすべく、「基本構想を8年間、基本計画を前期、後期各4年間」とします。

なお、実施計画については、3年間のローリング方式で毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

■基本構想を8年間、基本計画を前期、後期各4年間

| | | 8年間(第五次) | | | | | | | | 次期(第六次) | | |
|--------|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 |
| 基本構想 | 見直し | → | | | | | | | | → | | |
| 基本計画 | 見直し | → | | | | → | | | | → | | |
| 実施計画 | | | | | | | | | | | → | |
| マニフェスト | ● | | | | | ● | | | | ● | | |

3年間のローリング、毎年見直し。

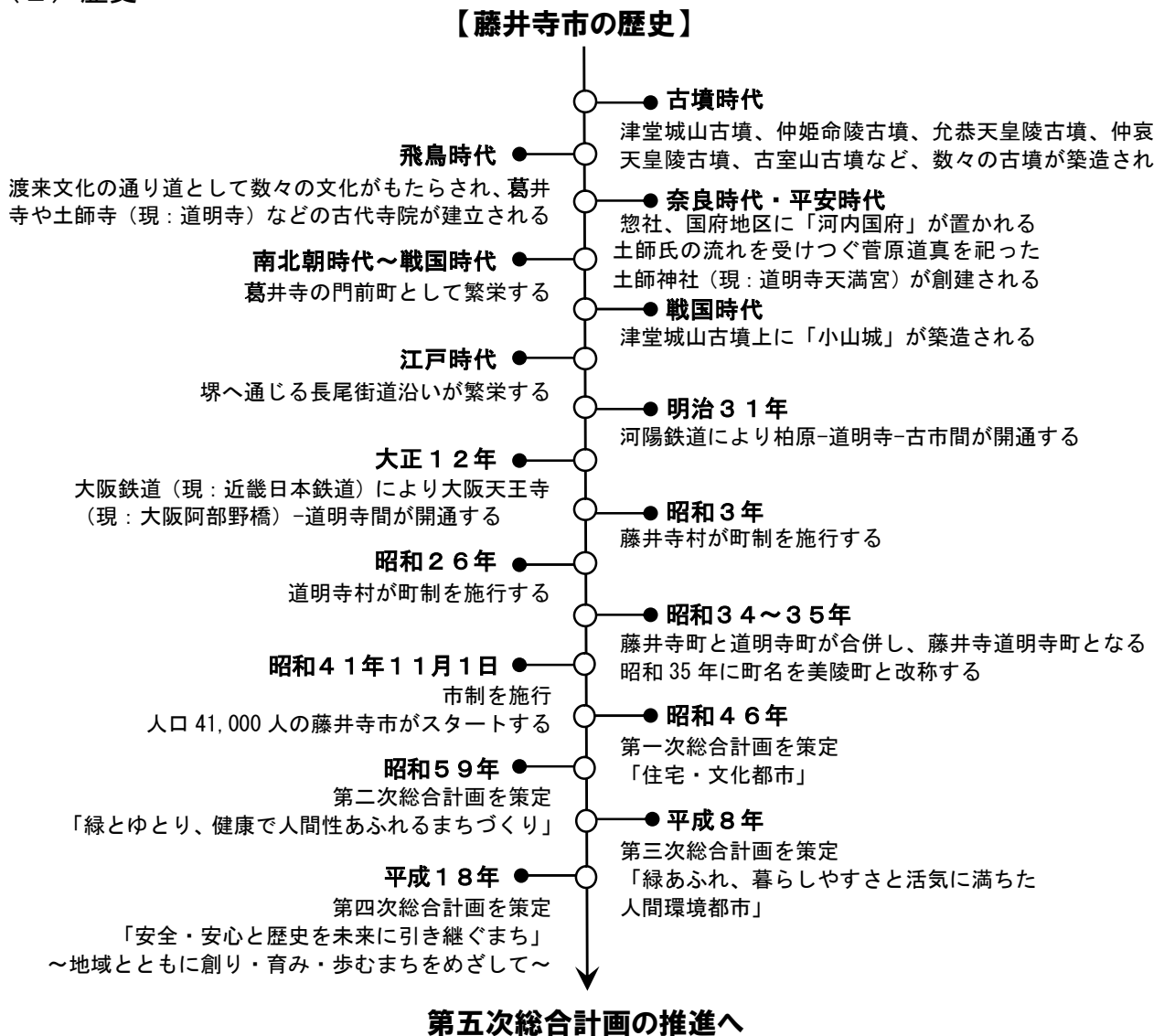
第3章 まちをとりまく背景

1 藤井寺市の概要

(1) 位置・地勢

- ・藤井寺市は大阪平野の南東部、和泉山脈から延び緩やかな起伏をなす羽曳野丘陵の北端に位置し、北部は八尾市、東部は柏原市、西部は松原市、南部は羽曳野市に接しています。
- ・市域の広がり、東西約 4.2 km、南北約 4.0 km、面積 8.89 km²で、大阪府内では最も小さく、コンパクトな市となっています。

(2) 歴史

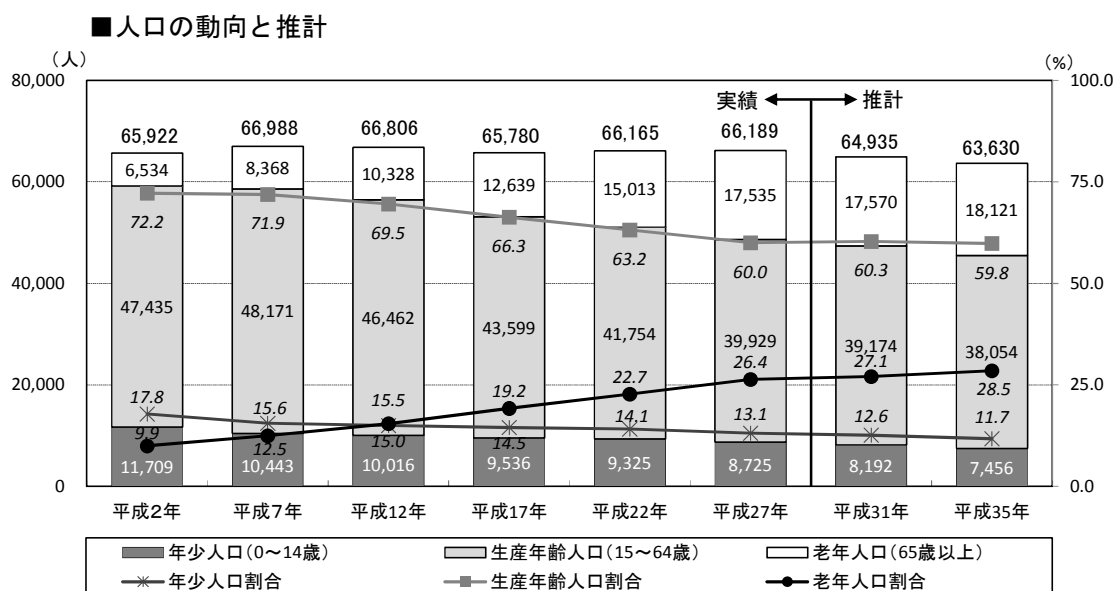


2 現況

(1) 人口・世帯

① 人口の状況と推計

- 本市の人口は、平成7年の66,988人をピークにほぼ横ばいかやや減少の傾向を示しており、平成27年の住民基本台帳では66,189人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少が続いており、老年人口（65歳以上）は増加しています。高齢化率（人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成27年で26.4%とほぼ4人に1人の割合で、平成7年と比較しても13.9ポイント増加しており、全国的な傾向と同様、少子化・高齢化が進行しています。
- 本計画期間中における推計では、総人口の減少が予測され、平成35年では63,630人となっています。

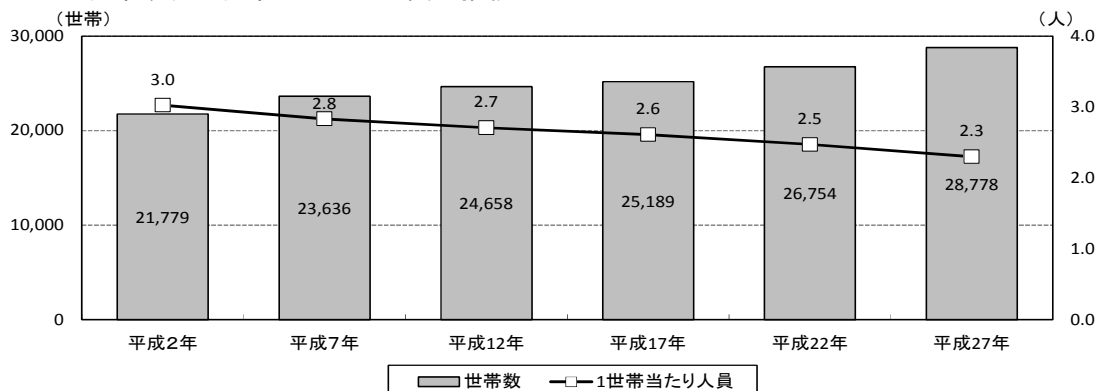


資料：平成2年～平成22年は国勢調査(各年10月1日) 平成27年は住民基本台帳(9月末日)
平成31年、平成35年における推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計から算出。

② 世帯数の推移

- 総人口の横ばい傾向に対して、世帯数は増加が続いていることから、1世帯当たりの人員が減少する核家族化が進んでいます。

■世帯数、1世帯当たりの人員の推移

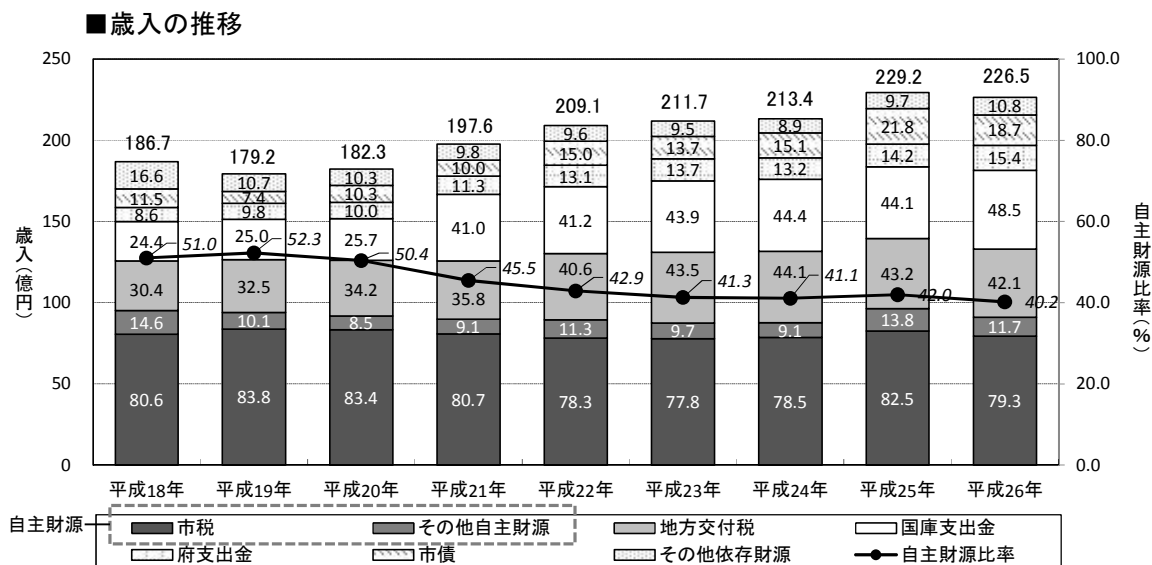


資料：平成2年～平成22年は国勢調査(各年10月1日) 平成27年は住民基本台帳(9月末日)

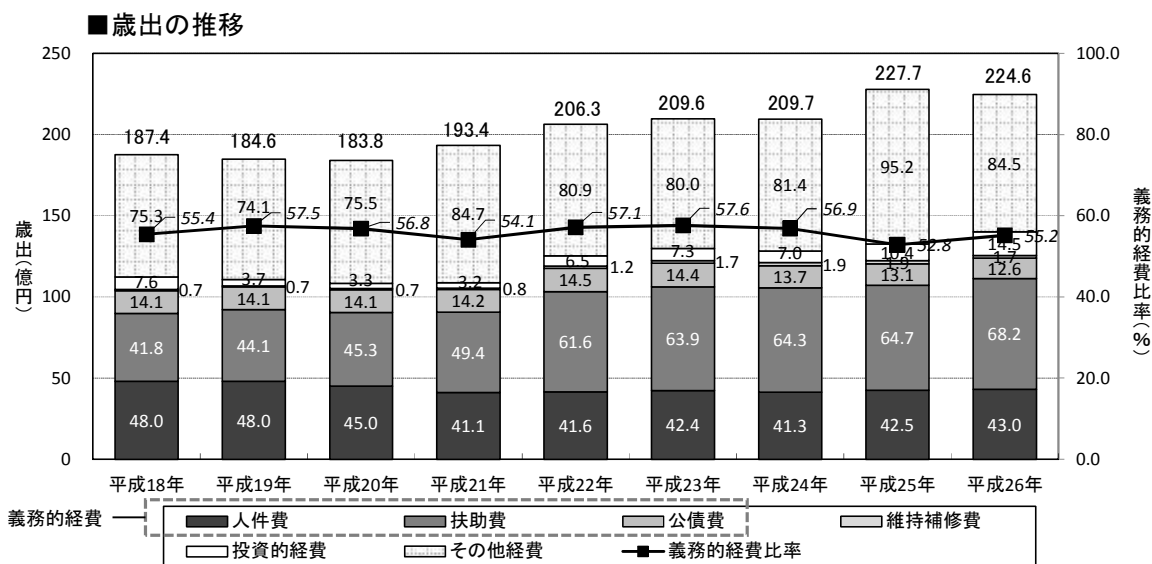
(2) 歳入・歳出

① 歳入・歳出の推移

- ・歳入の状況をみると、平成19年度以降増加傾向にあります。地方交付税や国庫支出金等に依存している部分が多く、平成26年度の自主財源比率は歳入全体の約4割となっています。また、自主財源比率は平成19年度をピークに減少傾向にあります。
- ・歳出の状況をみると、人件費は減少していますが、高齢化の進展等により扶助費は増加傾向にあり、平成18年度から26年度にかけて1.6倍となっています。



資料：地方財政状況調査（各年度）

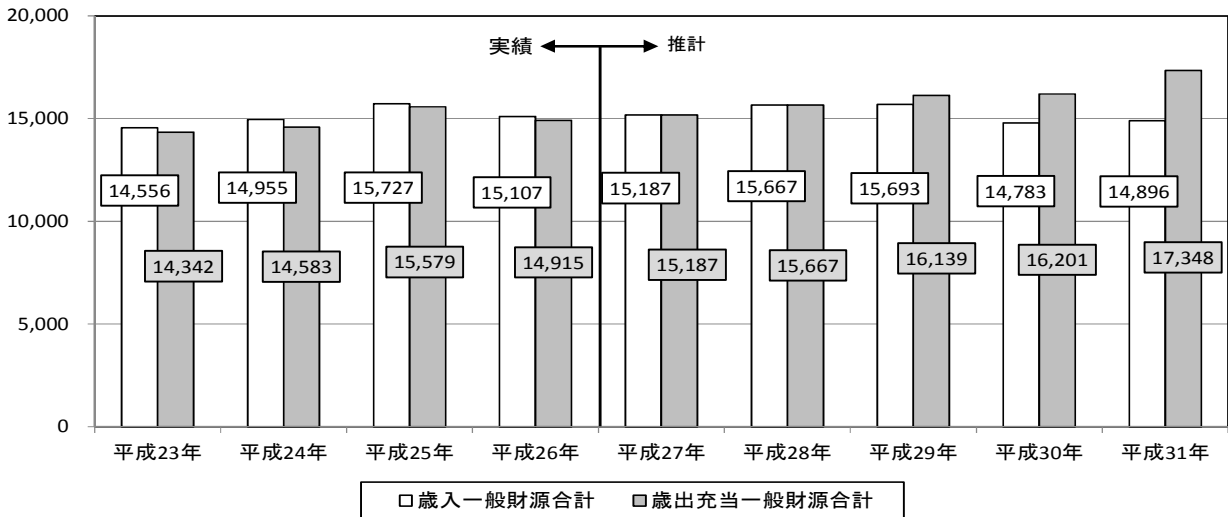


資料：地方財政状況調査（各年度）

② 収支の実績と見通し

- 普通会計収支の実績と推計をみると、黒字・赤字の判断基準となる実質収支は、近年かろうじて黒字化を堅持しているものの、現状のままでは、近い将来収支不足に転じることが予測されます。
- 長期的には人口減少等による税収の伸び悩み、高齢化の進展等による社会保障費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が継続すると見込まれます。

■普通会計収支見通し (百万円)

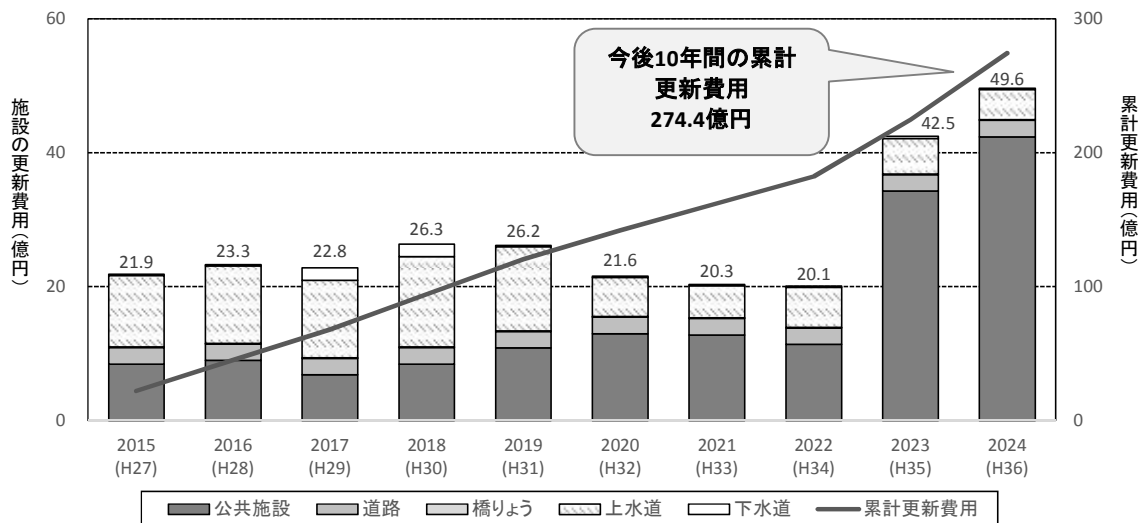


資料：地方財政状況調査・普通会計収支見通し ※平成27年9月末現在推計四捨五入により差し引きが表記の数値と合致しないことがあります。

(3) 公共施設等の更新費用見込み

- 本市では、増加する人口に対応し、昭和40年代から多くの公共施設等を整備してきましたが、老朽化が進んできたことなどにより、今後一斉に更新が必要な時期を迎えます。その更新費用は、今後、40年間では約1,092.6億円、10年間では274.4億円が必要になると推計されており、本市の財政に大きな影響を与えることが予測されています。

■公共施設等の更新費用見込み



資料：公共施設マネジメント準備室による試算

第4章 藤井寺市の課題

1 藤井寺市の現状分析

本市の現況を下図のとおりSWOT分析の手法を用いて整理し、これからのまちづくりにおける課題を明確にしました。まず、本市の「強み」「弱み」を立地、歴史的な背景や統計資料、市民アンケート、市民会議の意見等から抽出し、その上で市を取り巻く時代の流れ、社会的な状況を「機会」「脅威」として整理しました。この整理を基に、今後取り組むべき4つの課題を設定しました。

SWOT分析：組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状を分析する手法の一つ。SWOTは、Strength（強み）、Weakness（弱み）、Opportunity（機会）、Threat（脅威）の頭文字を取ったものである。

S

強み：
藤井寺市の強みは何か？

- 良好な住宅環境
- 鉄道、道路網の充実による大阪都心部への交通アクセスの良さ
- 利便性の高いコンパクトな市域
- 人口動態における社会増の傾向
- 数多くの貴重な歴史文化遺産が存在
- 災害が少ない
- 市民のまちへの愛着度が高い
- まちを活性化する活発な市民活動 等

W

弱み：
藤井寺市の弱みは何か？

- まちなかのにぎわいが衰退、商工業が停滞傾向にある
- まちの個性の発信・浸透が不十分
- 観光客の受入体制は途上
- まちづくりに関わる各主体のつながりが不十分
- 厳しい財政状況
- 公共施設の老朽化 等

O

機会：
チャンス、好状況

- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた機運の高まり
- 大阪への観光入込客数の増加
- 地方創生の動きの活発化
- 市民参画・協働意識の高まり
- ICTの普及 等

T

脅威：
脅威となる外部要因

- 人口減少
- 少子化・高齢化によるマイナス側面の影響
- 税収の伸び悩み
- 社会保障費の増加
- 自治体間の競争激化 等

SWOT分析からみえるまちづくりの課題

- 1 人口減少、少子化・高齢化への対応：**人口減少社会の到来、少子化・高齢化に対応し、子ども・子育て支援施策の充実と、生涯を通じ、生きがいを持って安心して暮らし続けられる環境の整備
- 2 地域資源の活用によるにぎわい・活力の再生：**藤井寺市ならではの貴重な地域資源を積極的に活用し、個性・魅力の発信と、まちのにぎわいや新たな活力の創出
- 3 協働の体制構築による市民ニーズへの対応：**市民、行政のパートナーシップに基づく、協働のまちづくりに向けた体制の構築
- 4 持続可能な行財政運営、自治体間競争への対応：**持続可能な「経営」をめざした、効率的で効果的な行政運営システムの構築

2 まちづくりの重点課題

(1) 人口減少、少子化・高齢化の影響と厳しい財政状況への対応が必要です

- 少子化・高齢化が進む中、特に、昭和30年代から開発が始まった住宅団地では、近年、住民の高齢化が顕著になっています。高齢化が進む地域コミュニティにおいては、見守り・支えあい活動などの重要性がさらに高まっていくと考えられます。
- 今後は、全国的な動向と同じように、本市においても人口が減少していくことが予測されるため、人口減少を最小限に抑えるためのまちづくり、コミュニティづくりを進めるとともに、交流人口の増大によるにぎわいと活力の維持や、生産年齢人口の確保、とりわけ子育て世代の定住促進などにより、まちの活力を低下させないための取組が求められます。
- また、このような人口動向においては、税収の伸びが見込みにくいというのに、医療や介護などの社会保障関係費が増加する厳しい財政状況が常態化することが想定されるため、将来の藤井寺市にとって必要な施策を見極め、取組の重点化と財政の健全性の維持に努めていく必要があります。

(2) 市のにぎわい・活力の再生が必要です

- 本市には、古市古墳群をはじめとする貴重な歴史・文化資源がコンパクトな市域の中に分布し、良好な住宅都市として、市民や来訪者が親しみやすい環境が形成されています。また、こうした資源を活用した様々な交流事業が展開されています。近年、まちなかのにぎわいが停滞気味であるものの、市内各地域には、まだ十分に活かされていない資源や魅力が多数あるため、これらの資源をさらに磨き上げ、活用していくことが求められています。
- 交流条件となる道路・交通網については、西名阪自動車道・藤井寺インターチェンジを有するとともに、近鉄南大阪線により、大阪都心部との時間距離が約13分の立地であり、この環境を活かして交流人口のさらなる増加を図る必要があります。さらに、ICTの普及が進む中、これを積極的に活用し、本市の魅力を地域の内外へと広めていくことが必要です。

(3) 多様化・高度化する市民ニーズへの対応が必要です

- めまぐるしく変化する社会情勢の中で、多様化・高度化する市民ニーズに対応するとともに、地方分権の流れの中、本市の特性を活かした自立的なまちづくりを展開するためには、行政だけではなく、地域の担い手である市民や事業者などが、適切な役割分担と協調・協働関係のもとで、パートナーとしての関係を築き、それぞれの役割を担っていくことが必要となります。
- 本市は、従来から地域活動が活発であり、支え合いの精神が盛んな地域ですが、近年、単身者や核家族世帯の増加、価値観の変化などにより、お互いに支え合うという意識が希薄になりつつある側面も見受けられます。地域の中で、誰もが安心・安全に暮らせるようにしていくためには、協働によるまちづくりを推進することが不可欠となっています。

(4) 持続可能な行財政運営に向けた対応が必要です

○限られた財源の中で、効率的で実行性のある行財政運営を推進するため、本市では行財政改革に継続して取り組んでいます。今後も厳しい財政状況が見込まれるため、「選択と集中」により、将来にわたり安定した行財政運営を推進することが重要となっています。

○また本市では、これまでの人口増加や市民ニーズに対応するため、昭和40年代から多くの公共施設を整備してきました。今後、これらの施設の老朽化が進み、一斉に大規模改修や建て替えなどの時期を迎える中、市民ニーズに対応しながら、安定した行政サービスを提供していくことが求められており、適正な維持管理のための手法を確立することが必要となっています。

第2部 基本構想

第1章 将来像

1 将来像

つどい つながり 育つまち ふじいでら

総合計画の将来像は、市民みんなで進めるまちづくりの共通の目標イメージとなるものです。第五次総合計画では、「つどい つながり 育つまち ふじいでら」を将来像のイメージとして、本市の特性である立地の良さをはじめ、コンパクトな市域に様々な機能が集積する利便性と、豊かな歴史文化資源や潤いのある住環境を活かして、人々が集い、交流し、それらのネットワークを広げていくことによって、よりいっそう魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長していくまちづくりを進めます。

- 「つどい」：市民をはじめ、藤井寺市の利便性、快適性、地域資源等を求めて、子育て世代や観光来訪者、働きに来られる人など、数多くの人々が集い、多彩な交流が生まれる、魅力とにぎわいのあるまちの姿を表しています。
- 「つながり」：まちづくりの主役である市民の参加と協働のもと、助け合い、支え合いのある顔の見える関係づくりを進めるとともに、様々な結びつきの中で、子どもから高齢者まで多様な人々が活躍できるまちの姿を表しています。
- 「育つ」：まちづくりは人づくりとの考えのもと、子どもも大人も誰もがともに学び合い、育ち合うことによって、豊かな未来を創っていくまちの姿を表しています。

※将来像に込めた「つどい」「つながり」「育つ」に対する思いは上記のとおりであり、これらのキーワードは、互いに関連し、影響し合っています。

2 基本目標

将来像「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の全体的なイメージを持ちつつ、次の3つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

本市の歴史・文化をはじめとした魅力資源や、利便性が高く、快適な立地環境を積極的に活かすとともに、効果的な情報発信の推進に努め、「住みたい」「訪れたい」「住み続けたい」と、幅広く市内外の人々から選ばれるまちをめざします。

■住みたいまち

全国的に人口減少、少子化・高齢化が進む中、本市の資源を活かし、子育て世代にとって安心して子どもを生み、のびのびと育てられる環境を充実します。また、市民が意欲を持って学び続け、様々な分野で活躍できる場や機会の増加により、魅力的で活動的な人があふれる、住んでみたいと思われるまちづくりを進めます。

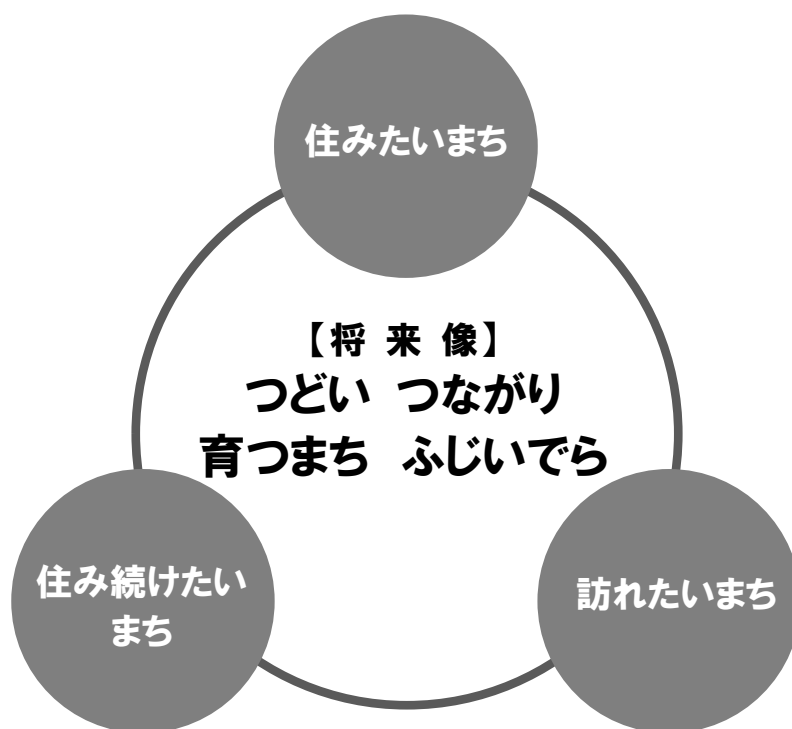
■訪れたいまち

豊かな歴史や普段づかいの地域文化を活かしたまちなか観光の推進を図るとともに、地域資源の活用や交流産業との連携により、商工業、農業の振興を図り、本市の魅力・特性を活かした産業の活性化に取り組みます。また、人・モノ・情報が集積するまちなかの機能充実と、市内・広域をつなぐ交通網の利便性向上など、市民生活の舞台となる都市基盤の整備充実を図り、市内外での交流を促進し、より一層のにぎわいを創出します。

■住み続けたいまち

快適でうるおいのある住環境を創出するとともに、市民が、その住み慣れた地域で安心して健康に、生きがいを持って暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図ります。

また、市民の安全・安心な暮らしの確立に向けて、防災、消防・救急体制の整備や防犯・交通安全対策を推進するとともに、環境保護等に配慮した取組を推進し、安らぎのある環境づくりを進めます。



第2章 分野別まちづくりの基本方針

本市の将来像の実現をめざした3つの基本目標をふまえ、分野別まちづくりの基本方針を定めま
す。

1 住みたいまち

(1) 安心して子どもを生き育て、未来を拓くまちづくり

子どもを安心して生き育てることができる環境を充実させるとともに、未来を担う子どもたちが、たくましく健やかで、豊かな人間性や生きる力を育める教育を推進します。また、家庭・地域・学校園がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。

(2) 心豊かに学び、暮らせるまちづくり

生涯を通じて学ぶことができる環境の充実を図り、市民の自主的な文化・芸術活動を支援します。また、健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及から、スポーツ競技力の向上に至るまで、市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりに努めます。

(3) 思いやりとふれあいのあるまちづくり

すべての市民がいきいきと活躍できるよう、市民の人権意識を高め、人権を尊重する社会づくりを推進します。また、男女が対等な立場で、ともに責任を担う社会の実現を図ります。さらに、国籍や民族などの異なる人々が、地域社会の構成者として共に生きていくまちづくりを進めます。

2 訪れたいまち

(1) にぎわいと新たな活力を生むまちづくり

まちの魅力の掘り起こしや世界文化遺産登録への取組を契機としたまちのアピールを通して、まちのにぎわい創出や観光客などの来訪者（交流人口）を増やします。また、起業支援などを通じ商工業の活性化にもつなげるなど、新たなまちの活力の創出に向けた取組を推進します。

(2) 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり

歴史・文化遺産と調和し、景観に配慮した個性的な街並み形成を図るとともに、市内外の交流を活発にする道路・公共交通ネットワークの充実を図り、魅力を活かした活力あるまちづくりを進めます。

3 住み続けたいまち

(1) 快適で良好な生活空間のあるまちづくり

子どもから高齢者まで、あらゆる世代が生活しやすく、快適な住空間を構築するために、上下水道網の整備充実や質の高い住宅の確保支援をはじめ、豊かな緑に恵まれた環境づくりを推進します。

(2) すべての市民が輝き、健やかで、皆が支えあうまちづくり

市民誰もが生涯を通して、健やかで安心して、かつ自分らしく暮らせる環境を整えるとともに、高齢者や障害のある方など、支援が必要な方に対して、行政のみならず、家族、地域、そしてボランティアなどと共に支え合う社会を構築します。

(3) 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

ゲリラ豪雨、台風、そして地震などの自然災害や火災等に備えるため、市民、関係機関、地域と連携しながら防災体制の強化を図るとともに、様々なリスクへの対応を想定した危機管理体制を強化します。

また、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちづくりの体制を充実します。

(4) 人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり

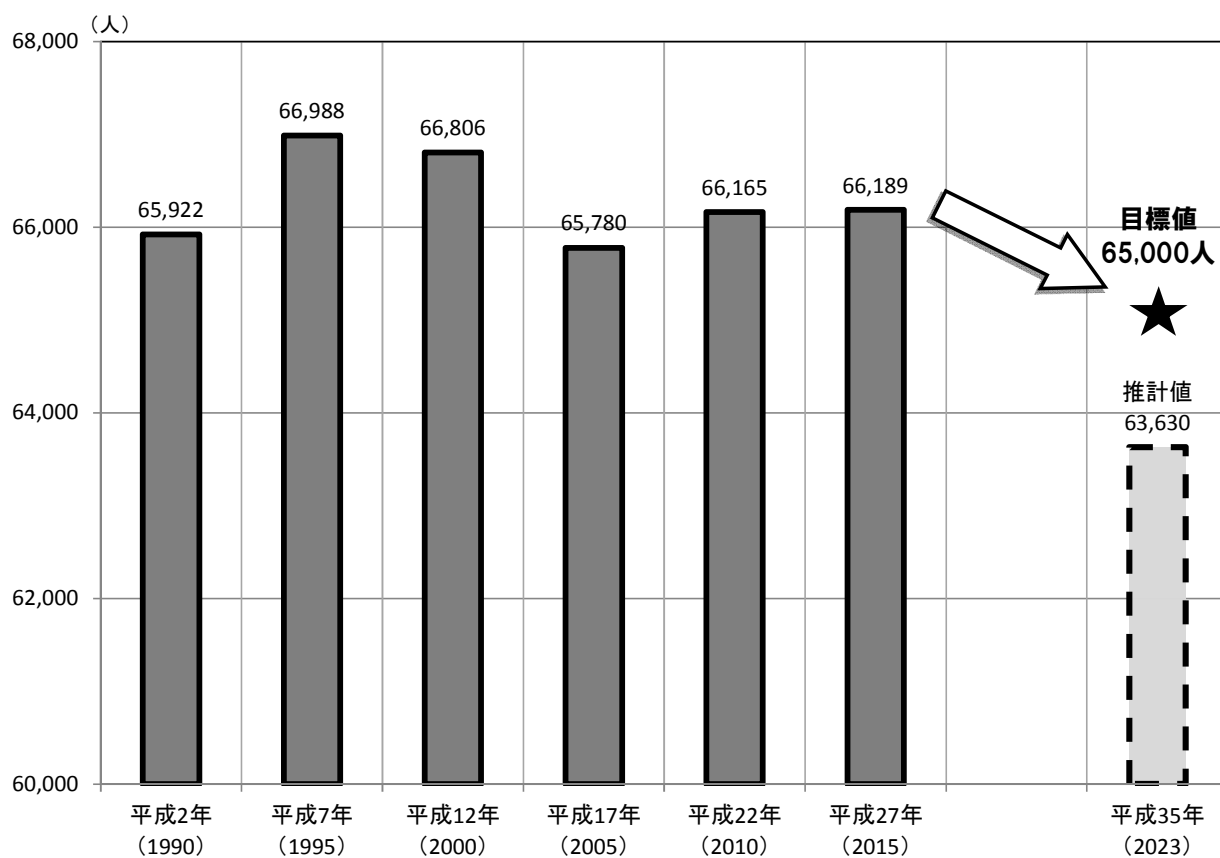
環境への保全意識の高まりから、環境保護や保全活動の推進を図り、ゆとりと潤いのある快適な環境を形成します。また、環境美化活動の推進により、市民にとって良好な生活環境を保つとともに、環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源循環システムなどを整え、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

第3章 将来人口フレーム

- 日本全体が人口減少社会となる中、近年、本市の人口はほぼ横ばいとなっていますが、現在の人口構成のまま推移すると、将来的には減少していくことが予測されています。人口の減少は地域経済や市民の暮らしなどに様々な影響をもたらします。
- そこで、本市では将来を見据えた人口減少対策を現時点から取り組むことによって、減少を可能な限り抑制し、持続可能なまちづくりをめざすものとします。
- このため、第五次総合計画の目標年次である平成35年の目標人口を65,000人と設定します。

平成35(2023)年目標人口 ▶▶▶ 65,000人

■人口の推移・推計と目標値



資料：国勢調査、平成27年(2015)のみ住民基本台帳9月末時点
平成35年(2023)推計は、国立社会保障人口問題研究所による推計から算出

第4章 都市づくりの基本的方向

市域全体を「良質な住宅都市」とイメージ付ける中で、都市機能がコンパクトに集積し、魅力ある利便性の高い空間の創出を図るとともに、古墳や社寺に代表される歴史文化と共生し、良好な郊外住宅地の資産を活かした、個性とうるおいある住宅地の形成をめざします。

(1)にぎわい・交流のあるまちなかの魅力創出

○豊かな暮らしとにぎわい・交流のあるまちづくりをめざし、駅周辺の拠点地域における魅力アップを図ることで、市民自らが誇りを持って暮らせる「まちなか」の創出をめざします。

(2)高齢者、子育て世代が住みやすいと感じる住環境整備

○高齢者が安心して住み続けられるとともに、子育て世代の暮らしやすさをはじめ、若い世代が魅力に感じ、住みたくなる住環境整備に向けた取組を進めます。

(3)歴史文化と調和したまちづくり

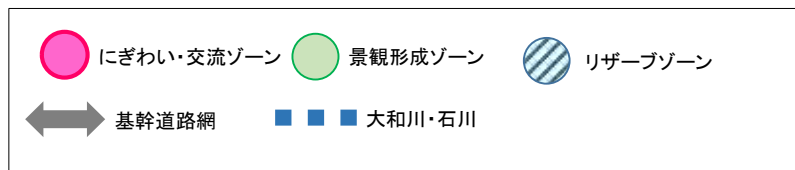
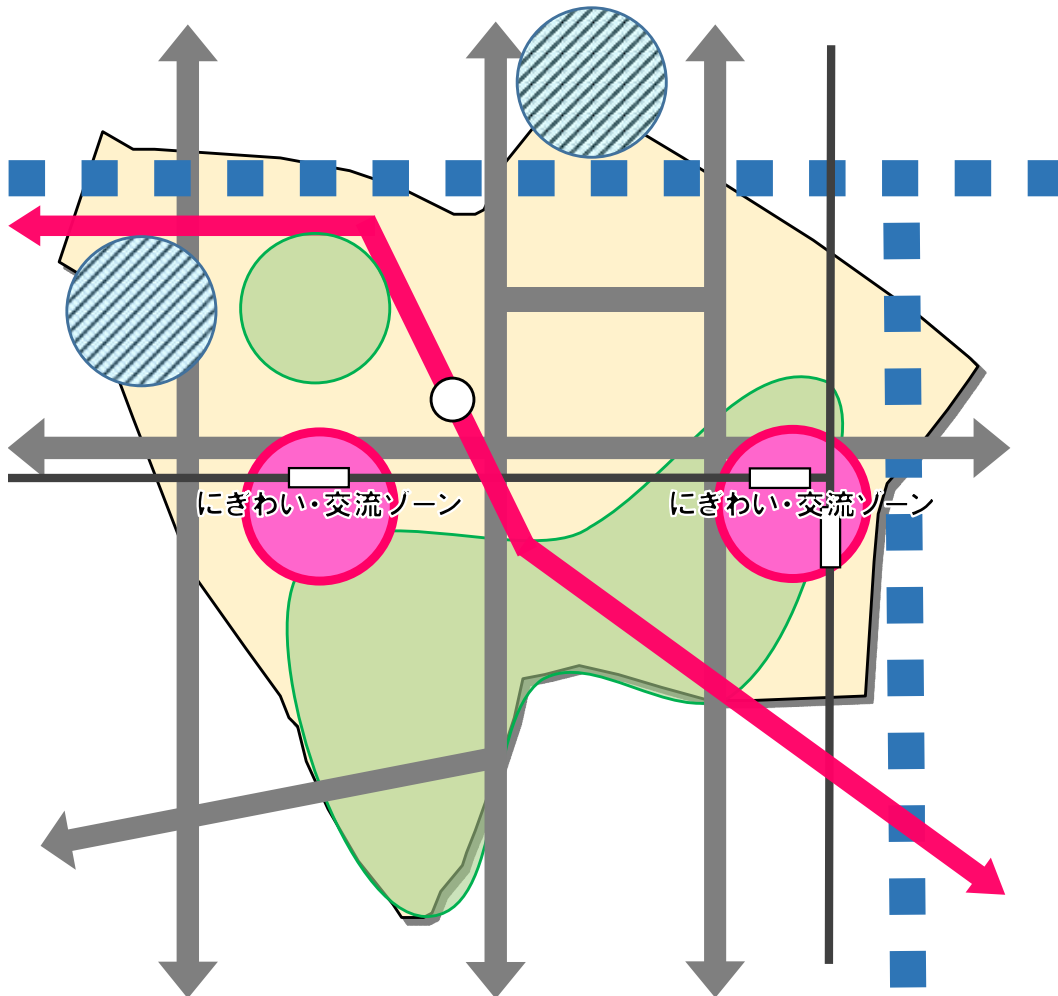
○古市古墳群や社寺等の歴史や文化、飛鳥時代より交通の要衝として栄えた伝統や文化等を継承し、藤井寺市ならではの歩いて楽しいまちなか観光を創り上げていくため、歴史的なまちなみを保全するなど、風情が漂う歴史文化の薫る景観形成を進めます。

(4)市街化調整区域、市有財産の有効活用

○都市計画道路の整備に伴い、秩序ある土地利用の推進や、まとまった農地の保全を図るなど将来の有効な土地利用の方策を検討します。

また、市民ニーズや社会経済状況の動向を踏まえ、公共施設の再配置を行うなど、市有財産の有効活用を進めます。

■都市づくりの基本方向を踏まえたゾーニング

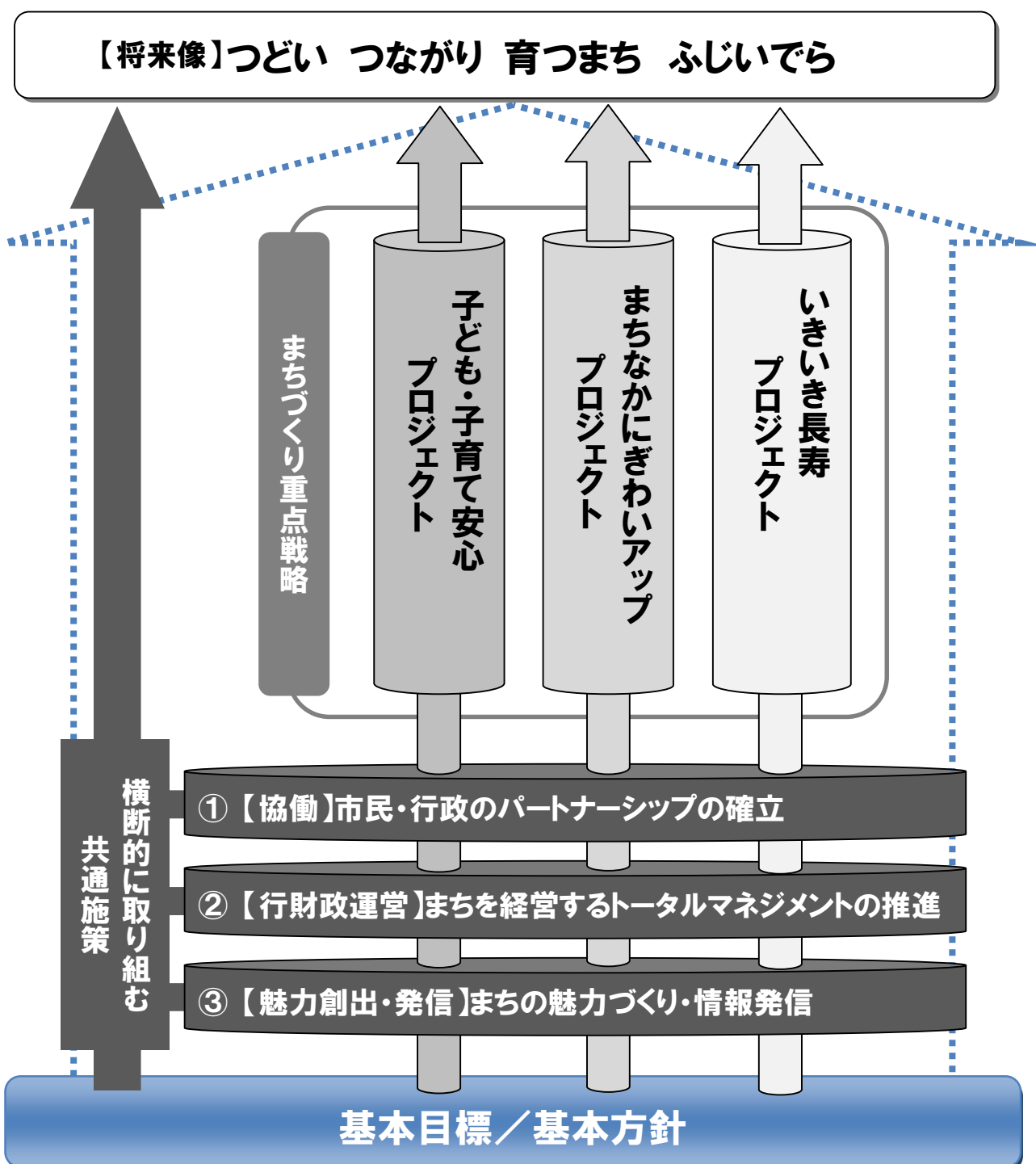


※リザーブゾーンとは、市街化調整区域のことを指し、今後の市の発展に寄与する土地利用を検討していきます。

第5章 まちづくり重点戦略と分野横断共通施策

将来像「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現に向け、本市の強みや可能性をさらに伸ばし、持続的な成長につなげていくため、選択と集中によって、各分野別まちづくりの基本方針での取組の中で、特に重点的な対応が必要となる施策群を「まちづくり重点戦略」と位置づけます。

また、まちづくり重点戦略を着実に推進するために、「分野横断共通施策」を設定し、計画の推進エンジンとして目標に向けた取組を効果的に進め、その実現を加速させていきます。



1 まちづくり重点戦略

重点戦略1【子育て】 子ども・子育て安心プロジェクト

子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを進めることにより、地域に活力を与え、子育て世代が藤井寺市に住んで良かった、藤井寺市に住みたいと思えるまちを実現していきます。また、教育環境の整備、地域全体で支える子育てなど、子ども自身の幸せを念頭に置きながら、市民ニーズや社会情勢に対応した積極的な施策を展開します。

(1) 安心して子どもを生み育てられる支援の充実

誰もが安心して子育てをすることができるよう、行政、地域、事業者が連携して育児相談や子育て情報の発信強化を図るとともに、待機児童の解消を図りながら、市民の多様なニーズに対応した質の高い就学前教育・保育サービスの充実を図ります。

(2) 地域に密着した教育の推進

次代を担う子どもの教育環境を充実させるため、施設整備の推進を図るとともに、地域の様々な資源を活用した学校教育を推進し、確かな学力を育みながら、地域に根ざした教育活動を推進します。

重点戦略2【にぎわい】 まちなかにぎわいアッププロジェクト

本市の持続的な発展をめざして、本市の魅力のさらなる向上に取り組むことにより、まちのにぎわいを創出します。そのため、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組にあわせ、本市のプロモーション活動を積極的に推進するとともに、本市ならではの歴史文化、生活文化を魅力資源として活用し、まちなか観光を推進します。また、商工業や農業、観光など、様々な分野の取組を有機的に結び付け、地域特性を活かして、市内外の人・もの・情報の交流を促進し、まちのにぎわいを創出します。

(1) 世界文化遺産登録に向けた取組を契機としたプロモーションの推進

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざした取組にあわせ、広域的な連携も図りながら、様々な媒体を通じたプロモーションを積極的に推進し、より多くの人々の関心や理解を深めるとともに、世界文化遺産登録の機運をさらに高めます。

(2) まちなか観光の推進

本市の魅力資源を多様な視点から発掘し、それらを様々なターゲットに情報発信を行いながら、誘客を図ります。また、市内事業者と連携しながら、地域資源を活かした特産品の開発など、新たな商品・サービス展開を推進します。

(3) 地域産業の活性化

まちのにぎわいを支える商店街の活性化を支援するとともに、新規出店や起業に対する支援を充実します。

重点戦略3【生涯安心】いきいき長寿プロジェクト

高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりを進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化を図ります。

(1) 生涯現役のまちづくり

介護予防や健康づくり活動への参加を促進するとともに、地域活動組織の育成や支援等を強化します。また、高齢者の知恵や経験をまちづくりに活かす仕組みづくりを通じて、助け合い、支え合い活動など共助の主役となっていただくよう、高齢者の活躍を促進します。

(2) 地域包括ケア体制の強化

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域の多様な人材と事業者、専門機関との連携により、高齢者のセーフティネットの構築を図ります。また、医療・介護の連携による在宅ケアの推進も図ります。

2 分野横断共通施策

共通施策1【協働】 市民・行政のパートナーシップの確立

まちづくりの推進にあたっては、市民と行政のパートナーシップのもと、地域の課題を共有しながら、力を合わせてその解決に向けた取組を進めていくことが必要です。

そのためには、「自らのまちは自らがつくる」という市民の意識を高めていくことが大切であり、地域自治活動をはじめとする公益活動の推進が欠かせません。

また、協働の取組が有機的に機能し、まちづくり活動が活発化するための仕組みづくりと多様な情報を共有する広報・広聴活動の充実に努めます。

(1) 協働の仕組みづくりの推進

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進します。また、市民同士のネットワークを構築するとともに、市民と行政のパートナーシップを図り、地域内にある魅力や課題を互いに共有しながら、まちづくりを進めます。市政の運営に関しても、参画の機会を拡充し、市民、地区自治会をはじめとする公益活動団体、企業等の知識やアイデアを活用します。

(2) 的確な情報受発信の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、ICTを積極的に活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹き付ける広報活動を行います。

共通施策2【行財政運営】 まちを経営するトータルマネジメントの推進

厳しい財政見通しの中、総合計画を着実に推進するとともに、少子化・高齢化や市民ニーズの多様化など新たな行政課題に的確に対応するため、必要に応じて組織体制の充実・見直しや民間ノウハウの活用などを通して、簡素で効率的な行政体制を構築します。

また、限られた財源と人員の効果的、効率的な活用や育成、情報通信技術の積極的な活用など、経営的視点に立った実行性のある行財政運営に努めます。

(1) 計画的・効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員の中で、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。さらに、公共施設等が担うべき役割・機能についての変化、施設の老朽化等に対応しつつ、市民サービスや市民生活の向上を図るため、公共施設マネジメントに取り組みます。

(2) 持続可能な財政運営の確立

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

(3) 人材確保・育成や効果的な組織体制の整備

市民にとって最も身近な基礎自治体として、人材の確保や育成に努めるとともに、様々なまちの課題解決に1つ1つ取り組み、重点政策等を効果的に推進する組織体制の整備等を進めます。また、働きやすく成果が発揮できる職場環境づくりにも努めます。

(4) 広域連携の推進

近隣市町村や国・府との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進するとともに、国・府が行う事業の促進を積極的に要請します。

共通施策3【魅力創出・発信】 まちの魅力づくり・情報発信

藤井寺市の魅力を発掘・創出し、都市ブランドとして市内外へ効果的に発信するため、※シティプロモーションを戦略的に展開するとともに、観光振興をはじめ、産業活性化、さらにはまちづくりの課題解決に結びつけていながら、定住促進、交流人口拡大を図るとともに、市民のまちに対する誇りや愛着を育てていきます。

(1) イメージ戦略・ブランド戦略の推進

「藤井寺市シティプロモーション戦略」を策定し、戦略的なプロモーション活動を展開するとともに、都市ブランドとしての確立を図ります。

(2) 市民の愛着・誇りの醸成に向けた取組

多彩なプロモーション活動を通じて、市民がまちの価値を再発見する機会へとつなげ、まちに対する市民一人ひとりの愛着や誇りを育み、さらなるまちづくりに活かしていきます。

(3) 広域連携による魅力アップに向けた取組の推進

南河内地域をはじめとする大阪府下の自治体との連携や、人、歴史文化など共通のテーマでつながる全国の自治体、提携する友好都市など、広域的な連携による魅力アップに向けた取組を推進します。

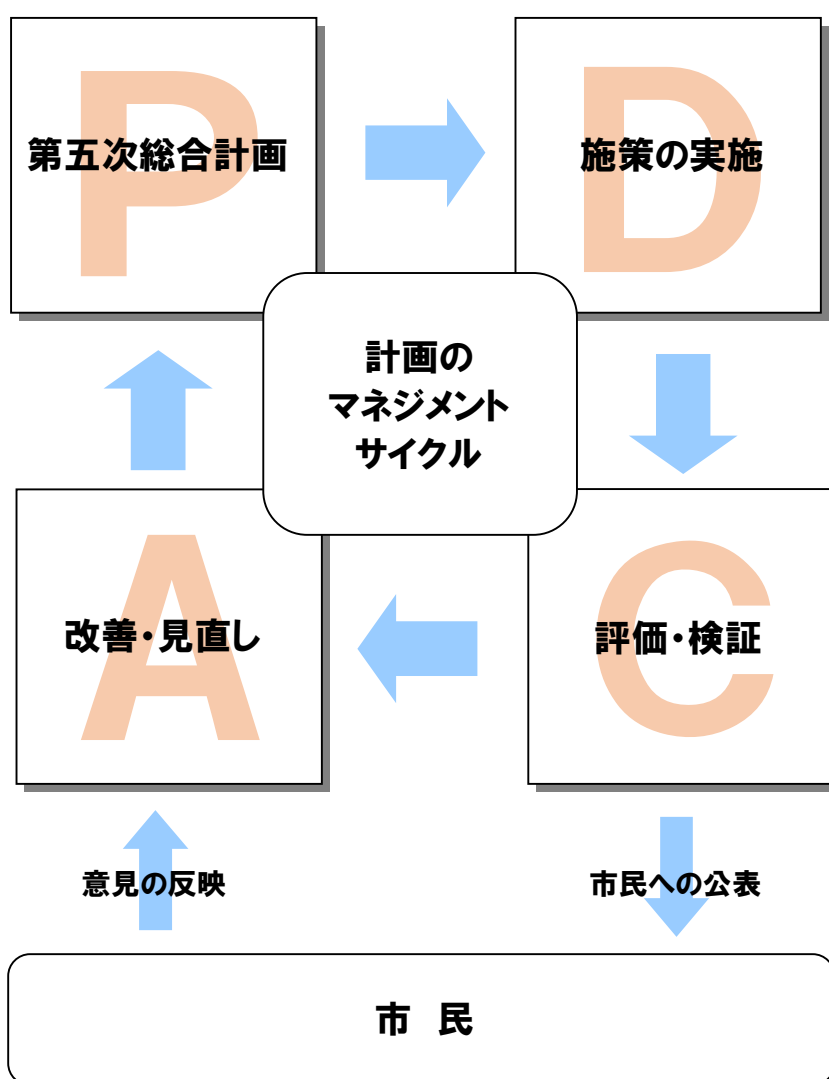
※シティプロモーションとは

市や市民がもつ「藤井寺市しかない・藤井寺ならではの」魅力を創出し、その魅力を市と市民が協働し、市内外に対して発信する取組(シティセールス)を展開するにあたり、「なにを」「誰に」売り込むかを明確にし、藤井寺市を知ってもらい、選ばれるまちにつなげるための具体的な促進活動

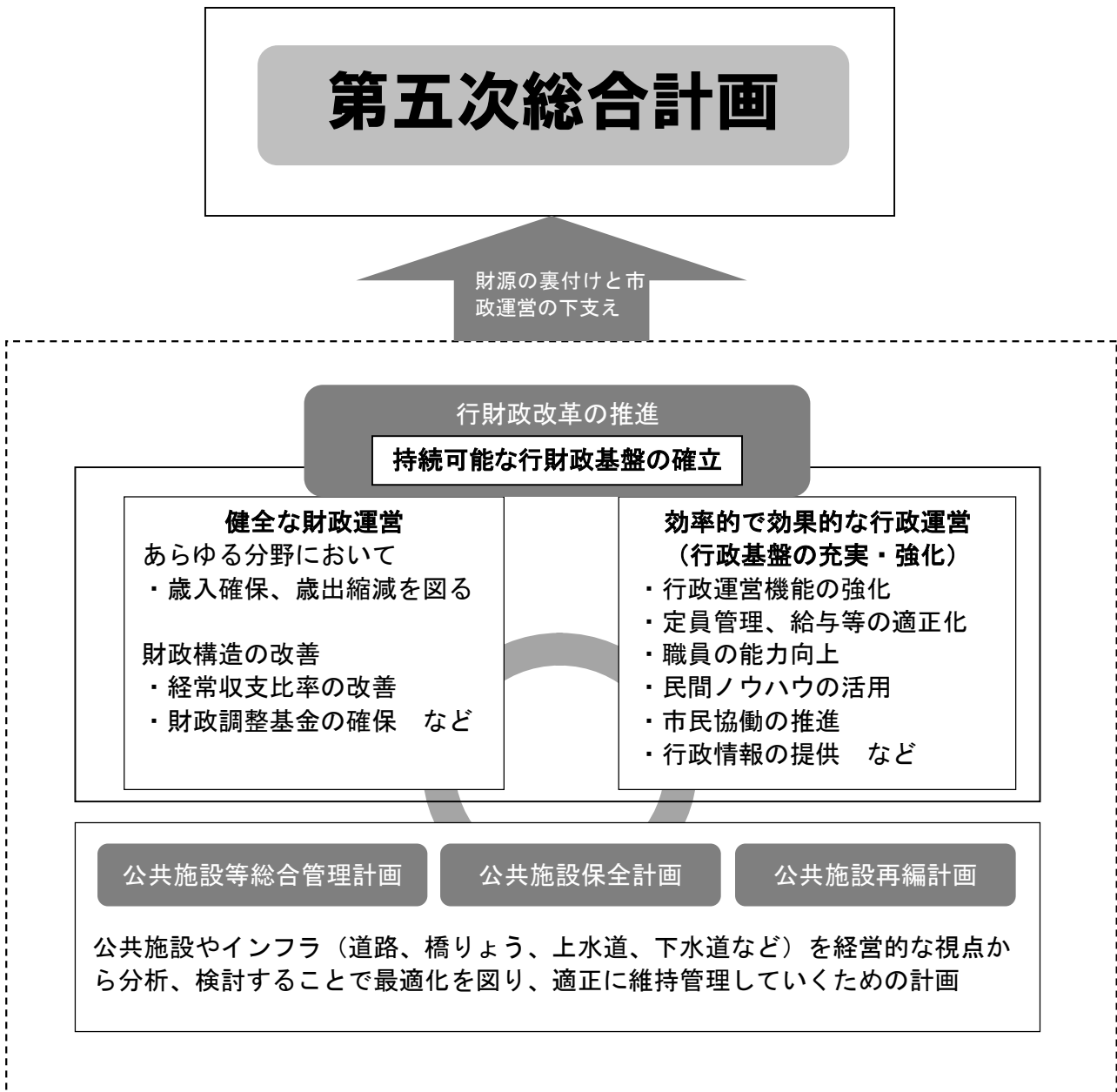
第6章 総合計画の推進に向けて

第五次総合計画の推進にあたっては、重点的に定めた数値目標を中心に、「計画（Plan）→施策の実施（Do）→評価・検証（Check）→改善・見直し（Action）→計画（Plan）」のマネジメントサイクルに基づき、継続的な施策・事業の改善・見直しに努めます。

また、評価・検証については、計画の中間年度において、市民・有識者など外部からの客観的な視点を取り入れるとともに、結果を市民に幅広く公表する機会を設定し、市民目線に立った施策・事業へと改善を図ります。



さらに、あらゆる分野において行財政改革を推進し、総合計画に基づく市政運営の下支えとして、これらの計画を一体的に推進していきます。



第7章 施策の体系

